

◎平成２７年４月農業委員会議事録

開 催 日 時 平成２７年４月２７日（月） 午前９時３０分開会

開 催 場 所 嘉島町役場３階中会議室

農業委員出席者 上田守雄 岩永昭一 西岡敏春 佐藤光志
 下田 司 齊藤長雄 岡 牧生 高木勝美
 中山 忍 福本美敏 林田 篤 本田博士
 山内秀一 田端雅充 森下文夫

欠席した委員 山本信博

事務局出席者 塚本 望 松永浩典 内川彩乃

１ 開 会 塚本事務局長

２ 会長挨拶 上田会長

３ 議事録署名者指名 上田議長
 議事録署名者として、高木勝美委員、森下文夫委員を指名する。

４ 議 事

- （１）報告第 １号 農地法第１８条の合意解約について
- （２）報告第 ２号 農地法第３条の届出について
- （３）議案第 １号 農地法第３条の許可申請について
- （４）議案第 ２号 農地法第５条の許可申請について
- （５）議案第 ３号 農用地利用集積計画承認申請について

○報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による合意解約の届出について
議 長 報告第１号農地法１８条第６項の規定による通知が３件あってお
 ります。事務局より報告お願い致します。

事務局 農地法第１８条第６項の規定による通知がありましたので説明い

たします。

議案の1ページ目をご覧ください。通知者。賃貸人上島〇〇〇〇〇〇〇〇。賃借人犬渕〇〇〇〇〇〇〇〇。物件が犬渕森下〇〇〇。田。991㎡。同じく森下〇〇〇。田。991㎡。合計の1,982㎡です。契約の内容が平成23年11月1日から平成28年10月31日までの5年契約です。合意解約で成立日が平成27年3月19日。土地の引き渡しも同日でございます。

次のページをご覧ください。賃貸人。嘉島町犬渕〇〇〇ー〇〇〇〇〇〇。賃借人。犬渕〇〇〇〇〇〇〇〇。物件が犬渕一ノ口〇ー〇。田。968㎡です。契約の内容が平成23年11月1日から平成28年10月31日までの5年契約です。合意解約で成立日が平成27年3月27日。土地の引渡しも同日でございます。

次のページをご覧ください。貸人。下六嘉〇〇〇〇ー〇〇〇〇〇〇。借人。下六嘉〇〇〇〇ー〇〇〇〇〇〇。物件が下六嘉琵琶ノ甲〇〇〇〇ー〇。田。178㎡。同じく琵琶ノ甲〇〇〇〇ー〇。田。1,019㎡。同じく〇〇〇〇。畑。145㎡。同じく〇〇〇〇。畑。181㎡。同じく〇〇〇〇。田。644㎡。同じく〇〇〇〇。田。340㎡。合計の2,507㎡です。契約の内容が平成22年6月1日から平成27年5月31日までの5年契約です。合意解約で成立日が平成27年4月4日。土地の引渡しが5月31日となっております。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長 続きまして報告第2号農地法第3条の規定による通知が3件っております。

事務局より説明お願い致します。

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出がありましたのでご説明いたします。

議案の1ページ目をご覧ください。通知者。嘉島町下六嘉〇〇〇〇ー〇〇〇〇〇〇。熊本市南区南高江〇丁目〇〇番〇ー〇〇〇〇号〇〇〇〇。物件が下六嘉平柳〇〇〇ー〇。田。1,072㎡です。権利

内容が所有権。取得した事由が相続です。権利取得日が平成26年12月17日。届出日が平成27年3月19日です。あっせん等の希望はありません。

2 ページ目をご覧ください。通知者。嘉島町下六嘉〇〇〇〇ー〇〇〇〇。取得者。下六嘉〇〇〇〇ー〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。上仲間〇〇〇ー〇〇〇〇〇。物件が下六嘉中新開〇〇〇〇ー〇。田。1,000㎡。同じく中新開〇〇〇〇ー〇。田。2,032㎡。計の3,032㎡です。権利内容は所有権。取得した事由は相続です。権利取得日が平成27年3月13日。届出日が3月30日です。あっせんの希望があります。

3 ページ目をご覧ください。通知者。嘉島町下六嘉〇〇〇〇ー〇〇〇〇。下六嘉〇〇〇〇ー〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。上仲間〇〇〇〇ー〇〇〇〇〇。申請物件が下六嘉瀬剥〇〇〇。田。2,006㎡。北甘木豆坂〇〇〇〇。畑。654㎡。計の2,660㎡です。権利内容は所有権。取得した事由は相続です。権利取得日が平成27年3月13日。届出日が平成27年4月6日。あっせんの希望はありません。

以上でございます。

議長 ただいま説明のありました案件は、相続による届出でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請が4件あっております。

それでは番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 説明いたします。議案の1 ページ目をご覧ください。申請人。譲渡人。嘉島町上島〇〇〇〇〇〇〇〇。譲受人。犬渕〇〇〇〇〇〇〇〇。物件が犬渕森下〇〇〇。田。991㎡。同じく森下〇〇〇。田。991㎡。合計の1,982㎡です。譲受人の経営状況は、耕作面積が田20,466㎡。家族数が3人。労働力が2人です。農機具がトラクター、耕運機、自走田植機、動力噴霧器です。申請理由が経営規模拡大のための売買となっております。

では整理番号1の検討事項について説明いたします。譲渡人が、自己の所有する農地を、譲受人に売却することを希望しており、そ

れに譲受人が応じて農地を買い受け、経営規模を拡大するための申請です。本議案について、申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず、申請農地は譲渡人と譲受人との間で賃貸借契約が結ばれておりましたが、今回の申請に伴い合意解約されましたので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、申請人及び地元農業委員である〇〇委員への聞き取りの結果、現在保有している農地は全て効率的に利用されているので、権利取得後の当該農地についても、米・麦・大豆を栽培する計画に必要な農機具及び労働力が確保され、効率的に利用されると思われます。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、本人が農作業に常時従事している旨の記載が、申請書にあるため、要件を満たすものと判断します。なお、申請人への聞き取りにより、権利取得後も同様に従事すると思われます。

次に、譲受人の、権利取得後における、農地の経営面積が、下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が20,466㎡であるため、問題ありません。

最後に地域との調和要件ですが、申請地は犬渕集落北側、加勢川沿いに位置する圃場整備された農地で、譲受人が以前から耕作しているため、要件を満たすものと判断します。

以上でございます。

議長 ただいま詳しい説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

何もないようですので承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 それでは承認とさせていただきます。

それでは番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 説明いたします。議案書2ページ目をご覧ください。譲渡人。嘉島町井寺〇〇〇〇〇〇〇〇。譲受人。嘉島町井寺〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件が北甘木塔ノ木〇〇〇〇。畑。69㎡。同じく塔ノ木〇〇〇〇ー〇。畑。895㎡。同じく〇〇〇〇ー〇。畑。26㎡。同じ

く〇〇〇〇－〇。畑。614㎡。同じく〇〇〇〇－〇。畑。62㎡。
同じく〇〇〇〇－〇。畑。495㎡。同じく〇〇〇〇－〇。畑。1
9㎡。合計の2,180㎡です。経営状況は、耕作面積が田8,6
34㎡。畑4,015㎡。合計の12,649㎡です。家族数が3
人、労働力も3人です。農機具はトラクター、自走田植機です。申
請理由は贈与のためとなっております。

では番号2の検討事項について説明いたします。譲渡人の農地を、
後継者である譲受人へ贈与するための申請です。本議案について、
申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か、検討し
た結果を説明します。

まず、申請農地に小作契約等は結ばれていないので、使用収益権
について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、申請人への聴取、地元農業
委員である〇〇委員と現地調査をした結果、現在保有している農地
の一部が遊休化しつつあることが確認されております。丘陵地に位
置しており、高齢の譲渡人が管理するのに困難な状況であることも
想定されるため、譲受人には農地の適切な管理を指導していくこと
とします。農作業に必要な農機具及び労働力については、世帯員全
員で農作業を行っており、譲受人も同居しているため、十分に確保
されているものと判断します。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、本人及び世帯員が
農作業に常時従事している旨の記載が、申請書にあるため、要件を
満たすものと判断します。なお、申請人への聞き取りにより、権利
取得後も同様に従事すると思われます。

次に、譲受人の、権利取得後における、農地の経営面積が、下限
面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が12,
649㎡であるため、問題ありません。

最後に地域との調和要件ですが、申請農地は庄島土山線沿いに位
置する畑で、譲渡人が以前から耕作しているため、問題ないと判断
します。

以上でございます。

議長 ただいま詳しい説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませ
んか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 ありがとうございます。

それでは承認とさせていただきます。

続きまして番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案の3ページ目をご覧ください。譲渡人。熊本市東区南町〇〇番〇〇号〇〇〇〇。譲受人。熊本市東区南町〇〇番〇〇号〇〇〇〇。物件が下六嘉蔵免〇〇〇ー〇。田。330㎡。同じく〇〇〇ー〇。田。800㎡。同じく〇〇〇ー〇。田。1,850㎡。同じく〇〇〇。田。445㎡。合計の3,425㎡です。譲受人の経営状況は、耕作面積は、田が14,446㎡。畑が7,145㎡。合計の21,591㎡です。家族数が2人、労働力も2人です。農機具はトラクター、コンバイン、トラックです。申請理由は経営継承のためです。

では番号3の検討事項について説明いたします。実態は譲渡人の農地を、後継者である譲受人へ贈与するための申請ですが、申請人の都合により売買契約での申請となっております。本議案について、申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か、検討した結果を説明します。

まず、申請農地に小作契約等は結ばれておりませんので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、申請人への聴取、地元農業委員である〇〇委員と現地調査をした結果、現在保有している農地は全て効率的に利用されているので、権利取得後の当該農地についても、米及び野菜を栽培する計画に必要な農機具及び労働力が確保され、効率的に利用されると思われます。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、本人及び世帯員が農作業に常時従事している旨の記載が、申請書にあるため、要件を満たすものと判断します。なお、申請人への聞き取りにより、権利取得後も同様に従事すると思われます。

次に、譲受人の、権利取得後における、農地の経営面積が、下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が21,591㎡であるため、問題ありません。

最後に地域との調和要件ですが、申請農地は三郎無田集落南側、蔵面橋付近に位置する圃場整備された農地で、譲渡人が以前から耕作しており、申請書にも周辺集落と連携して耕作する旨の記載があるため、問題ないと判断します。

以上でございます。

議長 ただいま詳しい説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 ありがとうございます。
それでは承認とさせていただきます。
続きまして番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 説明いたします。議案の4ページ目をご覧ください。譲渡人。福岡県春日市春日公園〇丁目〇〇番地〇〇〇〇。譲受人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件が上六嘉火渡〇〇〇〇一〇。田。439㎡です。譲受人の経営状況は、耕作面積が田4,719㎡。畑16,073㎡。合計の20,792㎡です。家族数が3人、労働力が1人です。農機具はトラクター、耕運機、動力噴霧器です。申請理由は経営規模拡大のための売買です。

では番号整理番号4の検討事項について説明いたします。譲渡人が、自己の所有する農地を、譲受人に売却することを希望しており、それに譲受人が応じて農地を買い受け、経営規模を拡大するための申請です。

本議案について、申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず、申請農地について小作契約等は結ばれておりませんので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、申請人への聴取、地元農業委員である〇〇委員と現地調査をした結果、現在保有している農地の一部が遊休化しつつあることが確認されております。先月も売買許可申請がなされており、その際に行なった調査から状況が変わっていないため、譲受人には引き続き農地の適正管理を指導し、権利取得後の農地についても、作付予定作物である野菜を栽培するのに必要な、農機具及び労働力の確保と、農地の効率的な利用について、継続して指導することといたします。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、本人及び、本人が雇用する労働者について、農作業に常時従事している旨の記載が、

申請書にあるため、要件を満たすものと判断します。なお、譲受人への聞き取りにより、権利取得後も同様に従事すると思われます。

次に、譲受人の、権利取得後における、農地の経営面積が、下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が20,792㎡であるため、問題ありません。

最後に地域との調和要件ですが、申請地は上六嘉集落北側に隣接する未整備の農地で、農薬の使用は地域の防除基準に従うこと、地域で行なわれる水路清掃や、除草作業には積極的に参加すること等が、申請書に明記されているため、要件を満たすものと判断します。以上でございます。

議長 ただいま詳しい説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 ありがとうございます。
それでは承認とさせていただきます。

○議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が6件あっております。番号1について事務局より説明お願い致します。

事務局 農地法第5条による農地の転用許可申請について事務局より説明いたします。番号1。申請人。貸人。嘉島町大字上島〇〇番地〇〇〇〇〇。借人。嘉島町大字上島〇〇番地〇〇〇〇〇〇。申請物件。上島壱町田〇〇ー〇。地目田。面積353㎡。申請理由は個人住宅となっております。施設の概要は木造2階建。農用地区域除外公告縦覧中である旨の証明が出ております。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は申請中で許可の見込みがあります。地元委員は福本委員となっております。それでは次のページをお願いいたします。位置図になります。国道445号線北側の町道沿いの農地となっております。次のページをお願いいたします。法務局の字図になります。次のページをお願いいたします。配置図・排水計画図となっております。敷地の北側に住宅が新設される予定とな

っております。

事務局からは以上です。

議 長 それでは地元委員であります〇〇委員より報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。
申請地は、西村集落南側の未整備農地ですが、嘉島中央土地改良区の甲種農地からつらなる位置にあるため、甲種農地と思われます。
農業上の支障についてですが、敷地境界からの離れを十分考慮した計画となっており、日照、通風等営農上の支障はないものと思われます。
今回の申請は、現在の住居が手狭であるため、分家住宅を計画されたものと聞いております。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。
続きまして事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。
農地区分につきましては、申請地は未整備の農地ではありますが、甲種農地である嘉島中央土地改良区圃場からの連たん性がありますので、甲種農地と判断します。
営農上の支障につきましては、西、南に農地はありますが、日照、通風等営農上の支障はないものと判断します。
申請地は、農振農用地区域ですが、現在農振除外の公告縦覧中であり、農振農用地区域から除外される予定です。また、通常、甲種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります集落に接続して設置される個人住宅に当たりますので許可要件を満たします。
総合的に検討した結果、他への代替性もなく、周辺農地への影響もないと思われることから、申請は許可相当と判断します。
事務局からは以上です。

議 長 ただいま地元委員、事務局より詳しい説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。
それでは承認とさせていただきます。
続きまして番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして番号2を説明させていただきます。申請人。譲渡人。嘉島町大字上仲間〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字上仲間〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件。上仲間居屋敷〇〇〇〇ー〇。畑。214㎡。申請理由は個人住宅です。施設の概要は木造2階建となっております。農用地区でない旨の証明があります。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は申請中で許可の見込みがあります。地元委員は〇〇委員となっております。では次のページをお願いいたします。位置図になります。嘉島リバゾン北側、上仲間集落の農地となっております。次のページをお願いします。法務局の字図になります。次のページをお願いいたします。土地利用計画図、造成計画図、給排水計画図になります。ご覧のとおり計画されております。
事務局からは以上です。

議 長 それでは地元委員であります〇〇委員より報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。申請地は、上仲間集落北側の未整備の畑地ですが、高田堰土地改良区の甲種農地からつらなる位置にあるため、1種農地と思われます。
営農上の支障についてですが、甲種農地集団からは里道をはさんでいますので、支障はないものと考えます。
申請人は、現在実家で両親等と同居しておりますが、家族の成長と共に、手狭になってきたため、分家住宅を計画されたものと聞いております。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしく願いし、地元委員の説明を終わります。

議 長 ありがとうございました。
続きまして事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。

 農地区分につきましては、上仲間集落内に位置しておりますが、高田堰土地改良区の甲種農地に連たんしておりますので、1種農地と判断します。

 営農上の支障につきましては、周辺農地とは里道、水路で分離されていますので、日照、通風等営農上の支障はないものと判断いたします。

 通常、1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります集落に接続して設置される個人住宅に当たりますので許可要件を満たします。転用面積は214㎡ありますが、全体計画は通路を含め499㎡となっています。

 総合的に判断した結果、計画面積は500㎡未満であり、他への代替性もなく、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。

 事務局からは以上です。

議 長 ただいま地元委員、事務局より詳しい説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。

 それでは承認とさせていただきます。

 続きまして番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは番号3について説明させていただきます。申請人。賃貸人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地〇〇〇〇。賃借人。熊本市東区下江津〇丁目〇〇番〇号〇〇〇〇。申請物件。上島北霍〇〇〇〇ー〇。畑。9.52㎡。申請理由は宅地進入路となっております。施設の概要はコンクリートとなっております。農用地区域でない旨の証明があります。隣接同意書は不要です。資金証明書があります。開発許可は申請中で許可の見込みがあります。地元委員は〇〇委員となっております。では次のページをお願いします。位置図になります。松前記念館北側の町道沿いの農地になります。次のページをお願いします。法務局の字図になります。次のページをお願いします。配置図・排水計画図になります。申請地の一部が既に進入路として利

用されていまして、次のページに始末書を添付しております。
その次のページに申請箇所の写真を添付しております。真ん中から
左側の、コンクリート舗装された部分の一部が今回の申請箇所とな
っております。

事務局からは以上です。

議 長 それでは地元委員であります〇〇委員より報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。
申請地は、不整形で効率の良い農作業には不向きな農地であり、上
島集落内に位置しているため、農地区分としては2種農地になると思
われます。

農業上の支障についてですが、孤立した農地であるため、支障は
ないものと思われます。

今回の申請は、息子さんの分家住宅の進入路とのことで聞いてお
りますが、現地を見ますとすでに一部が進入路として利用されてお
りました。始末書も添付されており、周辺の土地利用の状況からも
転用許可申請は妥当なものと思われます。委員の皆様の慎重なご
審議をよろしく願いし、地元委員の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。
続きまして事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。
農地区分につきましては、上島集落内の孤立した農地であります
ので、2種農地と判断します。

申請地は、もともと一部が住宅の通路として利用されておしまし
たが、転用の許可を受けない無断転用の状態になっておりまして、
今回の申請により是正されます。

総合的に判断した結果、小規模な農地であり、周辺農地への影響
もなく始末書も添付されておりますので、許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議 長 ただいま地元委員、事務局より詳しい説明がございましたが、何
かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。
それでは承認とさせていただきます。
続きまして番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは番号4について説明させていただきます。申請人。譲渡人。嘉島町大字下六嘉〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字鯉〇〇〇〇番地〇。社会福祉法人光恩福祉会。申請物件。下六嘉琵琶ノ甲〇〇〇〇ー〇。田。178㎡。同じく〇〇〇〇ー〇。田。1,019㎡。同じく〇〇〇〇。畑。145㎡。同じく〇〇〇〇。畑。181㎡。同じく〇〇〇〇。田。644㎡。同じく〇〇〇〇。田。340㎡。計の2,507㎡であります。申請理由は認可保育園となっております。施設の概要は鉄骨2階建。農用地区でない旨の証明があります。隣接同意書があります。資金証明書もあります。開発許可は申請中で許可の見込みがあります。地元委員は〇〇委員となっております。では次のページをお願いします。位置図になります。県道六嘉秋津線の東齒科の北側、啓文社の西側となっております。次のページをお願いします。法務局の字図になります。次のページをお願いします。配置図・排水計画図となっております。ご覧のとおり計画されております。
事務局からは以上です。

議 長 それでは地元委員であります〇〇委員より報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。申請地は、三郎無田集落内にある10ha未満の未整備農地であるため、農地区分としては2種農地になると思われます。農業上の支障についてですが、孤立した農地であるため、日照、通風等、農作業上の支障はないものと思われます。今回の申請は、待機児童問題解消のための認可保育園の建設のため計画されたものと聞いております。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしく願いし、地元委員の説明を終わります。

議 長 ありがとうございました。
続きまして事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。農地区分につきましては、10ha未満の未整備農地であるため、2種農地と判断します。

 営農上の支障につきましては、孤立した農地であるため、日照、通風等営農上の支障はないものと判断いたします。

 申請地は、平成21年に耕作放棄地解消事業で県の補助金を利用して再生した農地ではありますが、事業から3年以上経過しており、補助金の返還は発生しません。

 総合的に判断した結果、他への代替性もなく、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。

 事務局からは以上です。

議 長 ただいま地元委員、事務局より詳しい説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。

 それでは承認とさせていただきます。

 続きまして、番号5と6については関連しますので、併せて事務局より説明お願いいたします。

事務局 それでは番号5と6について説明いたします。まず番号5の方から説明いたします。申請人。譲渡人。嘉島町大字上六嘉〇〇〇番地〇〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字鯉〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇。申請物件。上六嘉藤田〇〇〇ー〇。田。446㎡。申請理由は個人住宅です。施設の概要は木造2階建。農用地区でない旨の証明があります。隣接同意書があります。資金証明書もあります。開発許可については申請中で見込みがあります。地元委員は〇〇委員となっております。では次のページをお願いします。番号6。申請人。譲渡人。嘉島町大字上六嘉〇〇〇〇番地〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字鯉〇〇〇番地〇〇〇〇〇。申請物件。上六嘉藤田〇〇〇ー〇。田。29㎡。申請理由は個人住宅。施設の概要は木造2階建となっております。農用地区でない旨の証明があります。隣接同意書があります。資金証明書もあります。開発許可は申請中で許可の見込みがあります。地元委員は〇〇委員となっております。次のページをお願いい

たします。位置図になります。中央の、町道沿いの農地になります。次のページをお願いいたします。法務局の字図になります。次のページをお願いいたします。土地利用計画図になります。藤田〇〇〇一〇の農地が水路と接しており、そこに橋をかけて宅地への進入路とする計画が立てられております。

事務局からは以上です。

議 長 続きまして地元委員であります〇〇委員より報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。どちらの申請地も上六嘉集落内にある未整備農地ですが、嘉島中央土地改良区の甲種農地からの連たん性があるため、甲種農地と思われます。

農業上の支障については、敷地境界からの離れを十分考慮した計画となっており、日照、通風等営農上の支障はないものと思われます。

今回の申請は、東田さんの息子さんの住宅とのことで、地元出身者の住宅ということで、地域活性化にもなり、農業上の支障もありませんので転用申請は妥当なものと思われます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

議 長 ありがとうございました。
続きまして事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、申請地は未整備の農地ではありますが、甲種農地である嘉島中央土地改良区圃場からの連たん性がありますので、甲種農地と判断します。

営農上の支障につきましては、集落側の北側に住宅の建設予定となっており、日照、通風等営農上の支障はないものと判断します。

通常、甲種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります集落に接続して設置される個人住宅に当たりますので許可要件を満たします。

総合的に検討した結果、他への代替性もなく、周辺農地への影響もないと思われることから、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議 長 　　ただいま地元委員、事務局より詳しい説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　ありません。(委員一同)

議 長 　　ありがとうございます。
それでは承認とさせていただきます。

○議案第 3 号 農用地利用集積計画承認申請について

議 長 　　続きまして議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が 25 件っております。このうち森下委員の案件がございますので、こちらを先に審議したいと思います。○○委員の退出をお願いします。

(○○委員退出)

事務局より説明お願いいたします。

事務局長 　　では説明いたします。議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について承認申請があったので意見を求めます。農業経営基盤強化促進法第 13 条第 1 項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第 13 条第 3 項の規定により同法第 2 項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対して要請するものです。再設定が 17 件、新規の利用権の設定の計画が 8 件。合計面積が 72,710㎡です。

それでは議案書の一覧表をご覧ください。2 ページになります。区分。賃借権設定。残存期間が 1 年と 3 年。借り手○○○○。現経営面積が 122,367㎡。利用権設定を行なう田が 6,616㎡と 3,884㎡。合計で 132,867㎡となります。これは新規でございます。では 3 ページを開けていただきたいと思います。設定を受ける者。○○○○。設定をする者。○○○○。ご覧のとおり存続期間が 1 年で、賃借料が 10 アール当たり 15,000 円となっております。次のページ、4 ページをお願いいたします。○○○○。○○○○。存続期間が 5 年で、賃料は 10 アール当たり玄米 60 キロというふうになっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が町の

基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地の全てにおいて耕作の事業を行うこと、必要な農作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと、権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上でございます。

議長 ただいま詳しい説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 ありがとうございます。
それでは承認とさせていただきます。
〇〇委員の入室を許可します。
 (〇〇委員入室)
承認されましたので報告します。
それでは残りの件について事務局より説明をお願いします。

事務局長 では2ページ目の利用権設定等状況一覧表をご覧いただきたいと思います。〇〇〇〇さんの案件は終わりましたので、その次からです。

 存続期間1年。〇〇〇〇。2件。現経営面積が24,375㎡。利用権設定する田が2,316㎡。合計の24,375㎡で、これは更新でございます。次でございます。〇〇〇〇。現経営面積が5,506㎡。設定する畑が1,732㎡で合計が7,238㎡です。これは新規でございます。続きまして存続期間が3年でございます。〇〇〇〇。現経営面積が17,980㎡。設定する田が1,725㎡。合計の17,980㎡で、これは更新です。続きまして〇〇〇〇。22,026㎡で、設定する田が5,805㎡で、22,026㎡です。これは更新です。続きまして存続期間が5年の案件になります。〇〇〇〇。現経営面積が14,028㎡。設定する田が3,023㎡。合計が14,028㎡。更新でございます。〇〇〇〇。現経営面積が23,619㎡。設定する田が4,460㎡で、28,079㎡で、これは新規でございます。続きまして〇〇〇〇。現経営面積が42,700㎡。設定する田が4,378㎡で、42,700㎡。更新でございます。〇〇〇〇。3件です。現経営面積が

31, 821 m²。設定する田が14, 328 m²で合計の31, 821 m²。これは更新です。○○○○。現経営面積が44, 982 m²。設定する田が5, 176 m²で、計の44, 982 m²。更新です。続きまして○○○○。現経営面積が33, 207 m²。設定する田が133 m²で、面積が33, 340 m²となり、これは新規でございます。続きまして○○○○。現経営面積が15, 989 m²。設定する田が1, 819 m²。合計が15, 989 m²で更新でございます。○○○○。現経営面積が12, 202 m²。設定する田が2, 015 m²で12, 202 m²。更新です。○○○○。現経営面積が41, 226 m²。設定する田が2, 858 m²で、44, 084 m²。これは新規でございます。続きまして○○○○。2件。現経営面積が20, 411 m²。設定する田が1, 664 m²。計の20, 411 m²。更新です。○○○○。現経営面積が16, 489 m²。設定する田が1, 011 m²。計の16, 489 m²。更新です。○○○○。現経営面積が25, 969 m²。設定する田が2, 542 m²。計の25, 969 m²。更新です。○○○○。現経営面積が18, 361 m²。設定する田が907 m²で、19, 268 m²です。これは新規です。続きまして10年です。○○○○。現経営面積が27, 489 m²で、設定する田が5, 848 m²。33, 337 m²となります。これは新規でございます。続きまして使用貸借権設定ですけれども、○○○○。現経営面積が46, 686 m²。設定する田が470 m²で合計が46, 686 m²です。これは更新でございます。合わせまして25件。現経営面積が607, 433 m²。設定する田が70, 978 m²。畑が1, 732 m²。計が72, 710 m²で合計の633, 871 m²となります。

続きまして4ページまでは終わっておりますので5ページから説明いたします。各筆明細でございます。○○○○、○○○○。存続期間が1年間で、2筆合わせまして米30キロとなっております。6ページです。○○○○、○○○○。1年で1筆当たり米30キロとなっております。7ページです。○○○○、○○○○。存続期間が1年で、合わせて1俵となっております。次のページ8ページになります。○○○○、○○○○。3年で10アール当たり15, 300円となっております。9ページです。○○○○○、○○○○○。3年で10アール当たり90キロとなっております。10ページです。○○○○、○○○○。存続期間が5年で10アール当たり15, 000円となっております。11ページです。○○○○、○○○○。5年で10アール当たり22, 000円となっております。12ペ

ージです。〇〇〇〇、〇〇〇〇。存続期間が5年で10アール当たり米1俵分現金となっております。13ページです。〇〇〇〇、〇〇〇〇。5年で10アール当たり18,000円となっております。14ページです。〇〇〇〇、〇〇〇〇。5年で10アール当たり20,000円となっております。15ページです。〇〇〇〇、〇〇〇〇。存続期間が5年で10アール当たり18,000円です。16ページをお願いいたします。〇〇〇〇、〇〇〇〇。5年で10アール当たり18,000円です。17ページをお願いいたします。〇〇〇〇、〇〇〇〇。5年で1筆当たり2,500円となっております。続きまして18ページです。〇〇〇〇〇〇。5年で10アール当たり1俵半となっております。続きまして19ページです。〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇。5年で米30キロとなっております。続きまして20ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。5年で10アール当たり15,400円となっております。21ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。5年で1筆当たり13,000円です。続きまして22ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。5年で1筆当たり18,000円です。23ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。5年で10アール当たり米1俵となっております。24ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。5年で、全筆で135キロというふうになっております。続きまして25ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。5年で10アール当たり米120キロとなっております。26ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。10年で10アール当たり1.5俵となっております。27ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。10年で、これは使用貸借というふうになっております。

以上でございます。

議長 ただいま詳しい説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。
それでは承認とさせていただきます。
本日提案されました案件は全て終了しました。
続きましてその他となっております。

委員の皆様から何かご質問ございませんか。
ないようですので、事務局から何かございませんか。

事務局 来月の総会の日程をお知らせしておきます。
5月25日月曜日午前9時30分からこちらの会場で行います。
事務局からは以上です。

議長 それでは、本日の農業委員会はこれをもちまして閉会いたします。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成27年4月27日

会長 上田守雄

委員 高木勝美

委員 森下文夫